

SHIMIZU With Card 特約

第1条 (名称)

本カードは、株式会社清水銀行（以下「当行」という。）が、株式会社ジェーシービーおよび清水リース&カード株式会社（以下2社を併せて「JCB」という。）、ならびに株式会社ロイヤリティマーケティング（以下「LM」という。）とそれぞれ提携して発行するもので、SHIMIZU With Card（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途当行の定めるキャッシュカード関連規定（以下、「しみず《カード規定集》」という。）、クレジットカード機能に関してJCBの定める会員規約、LMの定めるPonta会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行、JCBおよびLMが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、当行およびJCBが本カードを貸与します。なお、本カードの所有権は当行およびJCBに帰属するものとします。

第3条 (年会費)

会員は、当行に対して当行が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (提供サービスと利用)

1. 当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、または当社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
3. 会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第5条 (既存カードの取扱い)

会員が、本カードの発行前に保有していた、キャッシュカードのキャッシュカード機能は、本カードを利用した時点で、失効するものとします。

第6条 (有効期限)

1. 本カードの有効期限は、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 当行およびJCBは、カード有効期限までに退会の申し出のない会員で、当行およびJCBが、審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。
3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合においても、会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、会員が更新カードを利用した時点または更新前カードの有効期限日に失効するものとします。

第7条 (本カードの機能)

1. 会員は本カードにより、キャッシュカード機能、JCBが発行するクレジットカードとしての機能、LMの定めるPonta会員規約に定めるポイントプログラム参加企業としての当行およびLMが提供するPontaポイントカード機能（以下「Pontaポイントカード機能」という。）を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
2. 会員は、現金自動支払機（以下「CD」という。）または現金自動預払機（以下「ATM」という。）において本カードを利用する場合においては、本カード表面に記載されているキャッシュカード機能とクレジットカード機能それぞれについての本カード挿入方向の指示に従って、キャッ

シュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。

3. 前項の規定に従わず、会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カードの提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第8条 (本カード機能停止等)

1. 当行、JCBは、会員とJCBとの間のクレジットカード契約、および会員と当行の間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。またこれに伴う不利益・損害等については、当行、JCBのいずれも故意または過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

- (1) 本カードの再発行のため会員が、当行、JCBのいずれかに本カードを返還した場合。
- (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、会員が、当行、JCBのいずれかに本カードを送付または預けた場合。
- (3) CDまたはATMでの利用時に暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
- (4) 会員から当行、JCBのいずれかに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届け出があった場合。

2. 会員が本特約またはクレジットカード規約に違反しまたは違反するおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合には、JCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

第9条 (本カードの取扱い)

1. 会員は、当行およびJCBより本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2. 本カードは、本カード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行およびJCBにありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用したりして本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第10条 (決済口座の変更)

本カードの申込の際に届け出た決済口座は、原則として変更できないものとします。ただし、変更し合理的な理由があると判断される場合には、この限りではありません。

第11条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除)

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 当行のサービス（当行がポイントプログラム参加企業として提供するPontaポイントカード機能を含む。）を提供するために、以下の個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第12条等において入会後に届け出た事項

②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③本カードの利用内容（第14条において共有する情報）

(2) 宣伝物の送付等、当行の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)

(3) 当行業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

3. 会員等は、本特約末尾に記載する当行のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当行グループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)

4. 会員等は、LMが会員等の個人情報(個人情報保護法第2条に定める個人情報をいう。)につき、Ponta 会員規約その他のLMの定めに従い取り扱うことに同意します。

第12条(届出事項の変更)

1. 会員の氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく当行に届け出るものとします。なお、キャッシュカード機能またはクレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、当行所定の方法により遅滞なく当行に届け出るものとします。ただし、キャッシュカード機能に関する暗証番号変更のみを希望する場合には、当行が設置するATMで暗証番号の変更をするものとします。

2. 前項のうち氏名の変更があった場合においては、会員は本カードを当行、JCBのいずれかに返還するものとします。なお、この場合には、第18条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第13条(届出事項の共有)

会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行およびJCB間で共有し、当行が当該共有した情報をPontaポイントカード機能の提供のためにLMに提供することについて、会員はあらかじめ同意するものとします。

第14条(利用内容の共有)

1. 会員は、当行が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のJCBクレジットカード機能の利用内容を、当行、JCB間で共有すること、および当行がポンタプログラム参加企業となることにより、JCBのクレジットカード機能の利用内容に応じたLMによるPontaポイントの会員への発行を目的として、クレジットカード機能の利用内容をLMに提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

2. 会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行、JCB、LMの間において共有することあらかじめ同意するものとします。

第15条(個人情報の共有方法)

1. 当行へのクレジットカード機能に関わる個人情報の提供は、清水リース&カード株式会社が実施します。

2. 第1項の情報提供業務は、株式会社ジェーシービーがその業務を受託します。

3. LMへのクレジットカード機能の利用内容に関する個人情報の提供は、当行が実施します。

4. 第3項の情報提供業務は、株式会社ジェーシービーがその業務を受託します。

第16条(紛失・盗難の届出)

会員は、本カードを紛失した場合、および盗難にあった場合には、当該紛失または盗難の事実を当行とJCB、LMに届け出るものとします。

第17条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

本カードの紛失・盗難に関する規定については、キャッシュカード機能についてははみず《カード規定集》に、クレジットカード機能についてはJCB会員規約に、Pontaポイントカード機能についてはPonta会員規約によるものとします。

第18条(カードの再発行)

1. 当行、JCBは、本カードの紛失・盗難・破損・汚損・または氏名の変更等の理由により会員が希望した場合には、当行とJCBが審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、会員は、当行およびJCB所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当行およびJCBが別途公表いたします。(ただし、氏名の変更による再発行の場合を除きます。) なお合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。

2. 会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を希望する場合には、会員が所持する本カードを当行、JCBのいずれかに返還するものとします。

第19条(カードの返還および単機能キャッシュカードの発行)

1. 会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBに本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、当行、JCB、LMのいずれも故意または過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(1) JCB会員規約所定の事由によりJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(会員が任意に退会した場合も含みます)。

(2) 会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。

(3) 会員が、当行、JCBに対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを認めた場合。

2. (1)前項(1)または(3)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」という。)の発行を当行が認めた場合には、当行は会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

(2) 会員は本項(1)または(3)に基づいて単機能キャッシュカードが発行される場合には、当行に対し当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

(3) 単機能キャッシュカードには、Pontaポイントカード機能は搭載されません。

第20条(カードの回収)

前条1項(1)の場合において、当行、およびJCBは、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの期間においてキャッシュカード機能が利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行、JCB、LMのいずれも責任を負わないものと

します。

第 21 条 (JCB 会員規約と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については、しみず《カード規定集》、JCB 会員規約、および Ponta 会員規約が適用されるものとします。

第 22 条 (特約の優先適用)

本特約と JCB 会員規約またはしみず《カード規定集》、Ponta 会員規約の内容が相容れない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第 23 条 (特約の変更等)

1. この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当行に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

・株式会社清水銀行 支店営業部 お客様サポート室

住所 静岡県静岡市清水区天神一丁目 8 番 25 号

電話番号 0120-3-43289

E-Mail customersupport@shimizubank.jp

＜グループ会社＞

第 11 条第 3 項の、当行グループ会社は次のとおりです。

グループ会社全社名(業態・利用目的)(URL)

・清水リース&カード株式会社

利用目的 クレジットカード機能の提供

住所 静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

電場番号 054-355-3100

利用情報

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時

および第 12 条において届け出た事項

②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③本カードの利用内容(第 14 条において共有する情報)

・清水総合コンピュータサービス株式会社

利用目的 各種商品、サービス等の DM 情報の提供

住所 静岡県静岡市清水区天神一丁目 8 番 25 号

電場番号 054-363-6121

利用情報

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会時

および第 12 条において届け出た事項

②本カードの利用内容(第 14 条において共有する情報)

●当社グループ間の共同利用について

当社は、以下の通り、個人情報保護法に基づく個人データの共同利用を行っております。但し別途法令等により共同利用が禁止または制限されている場合には、その法令等に従います。

1. 共同利用する個人データの項目

(1) お客様個人に関するデータ

氏名、住所、生年月日、電話番号等の連絡先、E-mail アドレス、職業、勤務先電話番号、勤務年数、投資に関する知識、経験、年収、資産内容、負債内容、家族構成等

(2) お取引状況に関するデータ

各種口座番号、各取引履歴、各取引残高、各勘定科目残高、各勘定科目残高推移、債務者概況、債務者区分、保証人状況、担保明細等お客様から記入いただいた契約書等

(3) お客様から記入いただいた契約書等

契約書、約定書、依頼書、伝票等、各種申込書に記載された情報

(4) お客様から提出いただいた資料等

本人確認資料、税務申告書、各種認可証書、登記簿謄本、各種証明書、決算書等に記載された情報

(5) 株主名簿及び株式保有状況に関する情報

(6) その他与信判断及びリスク管理に関する情報

2. 共同利用者の範囲

当社ならびに株式会社清水銀行

3. 利用目的

(1) 当社グループの各種商品やサービスのご提案のため

(2) 当社グループにおける市場調査、ならびにデータ集計・分析やアンケート実施等による商品やサービスの研究・開発及びご提案のため

(3) 当社グループにおける総合的なリスク管理のため

(4) その他、当社グループにおいてお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

株式会社清水銀行

(KD064000・20130401)

Ponta 会員規約

第一章 (一般条項)

第 1 条 (会員の資格等)

1. 会員とは、株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下、「当社」といいます。）が運営・提供するポイントサービス、その他本章第 3 条に規定するサービス（以下、総称して「共通ポイントプログラム」といいます。）をご利用されるために、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従って入会を申し込み、当社が申し込みを承諾し、会員情報登録を完了した個人をいいます。ただし、日本国内に居住する個人に限ります。

2. 本規約にご同意いただけない場合には、会員になることはできません。なお、当社と提携するクレジットカード発行会社（以下、「提携クレジットカード発行会社」といいます。）所定のクレジットカード（以下、「提携クレジットカード」といいます。）を会員証として利用されることをご希望の方は、本規約のほか、提携クレジットカード用会員規約にもご承諾をいただく必要があります。また、当社と提携するプリペイド型カード発行会社（以下、「提携プリペイドカード発行会社」といいます。）所定のプリペイドカード（以下、「提携プリペイドカード」といいます。）を会員証として利用されることをご希望の方は、本規約のほか、提携プリペイドカード用会員規約にもご承諾をいただく必要があります。

3. 入会に当たっては、当社所定の「Ponta 入会申込書」に、「お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所・配偶者の有無・職業・メールアドレス・その他所定の事項など」をご記入いただくか、別途当社が定める方法でお申し込みください。また、小学生以下の方については、入会の申し込みにあたり、必ず法定代理人の同意が必要です。なお、会員情報登録のために個人情報をご記入いただくにあたり記載漏れがありました場合には、会員情報登録を完了することができない場合がございます。

4. 当社が適切と判断する場合、会員情報登録を完了する前に会員証を発行することがあります。但し、会員情報登録を完了するまでの期間についても、会員に準じて本会員規約及び会員特約の規定に従っていただくことが条件となります。

第2条（会員証）

1. 会員証とは、会員が共通ポイントプログラムを利用することのできる会員であることを示すものであり、当社又は当社が発行を認めた企業が発行した会員カード（以下、「会員カード」といいます。）、その他当社が会員証として認めたものをいいます。

2. 会員証及び会員 ID 番号は会員本人のみが使用することができるものとします。会員は、善良なる管理者の注意義務を以って会員証及び会員 ID 番号を保管するものとします。会員証、会員 ID 番号及び積立てられたポイントを第三者に譲渡（但し、当社所定の手続きに従って行う場合を除きます。）若しくは貸与し、又はこれらに担保を設定することはできません。

3. 会員証又は会員 ID 番号に対しては、パスワードの設定が必要となる場合があります。会員は、パスワードの設定を行った場合には、善良なる管理者の注意義務を以ってパスワードを保管し、定期的な更新を行うものとします。パスワード及び会員 ID 番号は会員のみが使用することができ、正当な理由なく第三者に開示し又は使用させることはできません。

4. 会員カードの発行を受けた会員は、会員カード受領後、直ちに会員カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意義務を以って会員カードを保管するものとします。

5. 会員カードは当社の所有物であり（但し、提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用される場合は、当該提携クレジットカードの所有権は提携クレジットカード発行会社に、当該提携プリペイドカードの所有権は提携プリペイドカード発行会社に属します。）、ご署名いただいた会員ご本人のみに貸与し、その使用を認めるものです。会員が会員カードを第三者に貸与、譲渡し、又はこれに担保を設定することはできません。

6. 下記各号のいずれかに該当した場合、会員証を無効といたします。会員は、これについて、あらかじめご了承ください。

(1) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合

(2) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより除名された場合

(3) 本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合

(4) その他当社が会員証を無効とすることが適切であり必要であると判断した場合、無効となった会員証は、当社に返却していただくか、又は当社の指定する方法で会員において破棄していただくものとします。

7. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及びこれらに類する反社会的勢力並びにこれらと密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）との関係を排除しており、反社会的勢力等が会員になることはできません。

第3条（共通ポイントプログラム）

1. 会員は、共通ポイントプログラムの一環として、当社が別途定める国において、以下のようなサービスの提供を受けることができます。共通ポイントプログラムが利用できる国は、随時「PontaWeb」にてご覧いただけます。

(1) 共通ポイントプログラム参加企業での商品のご購入及びサービスのご利用に際し、会員証を提示又は会員 ID 番号とパスワードを入力された会員に対し、商品のご購入金額及びサービスのご利用額等当社が

別途定める条件（以下、「サービスご利用額等」といいます。）に応じてポイントを発行いたします。

(2) 会員は当該ポイントを貯めていただくこと（以下、「積立」といいます。）ができます。

(3) また、会員は、積立てられたポイントを、当社又は共通ポイントプログラム参加企業が提供する商品若しくはサービスとの交換又はその代金の全部若しくは一部に充当すること（以下、「ポイントのご利用」といいます。）ができます。但し、ポイントのご利用は、本章第1条第3項に指定する方法で入会をお申し込みいただき、当社で会員情報登録が完了してから可能となります。また、ポイントのご利用は、当該ご利用直前の時点におけるポイントの残高の範囲内に限ります。

(4) 前号の規定にかかわらず、一部ポイントをご利用いただけない商品及びサービスがあります。また、会員の年齢により、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスがある場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 会員は、当社が別途定める条件に従って、積立てられたポイントを、共通ポイントプログラム参加企業が提供する他のポイントプログラムにおいて発行されるポイント（以下、「他社ポイント」といいます。）と交換すること（以下、ポイントのご利用と併せて「ポイントのご利用・交換」といいます。）ができます。

(6) ポイントのご利用・交換後はポイントのご利用・交換の取り消し等はできず、ポイントの返還には応じかねますので、ご了承ください。なお、ポイントをクーポン券等と交換された場合、当該クーポン券等のご利用条件に従って当該クーポン券等をご利用いただくこととなりますが、例えば、ご利用期間、ご利用対象商品・サービスの範囲等の点で当該クーポン券等のご利用条件とポイントのご利用条件が異なる場合がありますので、ご注意ください。

(7) 会員がポイントをご利用・交換されることにより共通ポイントプログラム参加企業から提供を受ける商品、サービス又は他社ポイントにかかる契約は会員と当該共通ポイントプログラム参加企業との間で成立いたします。当社はポイントの発行会社に過ぎず、共通ポイントプログラム参加企業から提供される商品、サービス又は他社ポイントについていかなる保証も会員に与えるものではありません。従いまして、当社は、会員がポイントをご利用・交換されることにより共通ポイントプログラム参加企業から提供を受ける商品、サービス又は他社ポイントについての責任を負いかねます。

2. 共通ポイントプログラム参加企業とは、当社が共通ポイントプログラムへの参加資格を認めた企業であって、共通ポイントプログラムに現に参加している企業のことをいいます。なお、共通ポイントプログラムへの新規参加や共通ポイントプログラムからの脱退により、ポイントのご利用・交換ができる共通ポイントプログラム参加企業並びに商品及びサービスの範囲が変更されることがあります。また、共通ポイントプログラム参加企業の店舗には、一部、ポイントのご利用をいただけない店舗がありますので、ご了承ください。

3. 最新の共通ポイントプログラム参加企業、サービスご利用額等に応じて発行されるポイントの計算方法、ポイントと商品及びサービスとの交換率、ポイントの積立の方法及びポイントのご利用の方法の詳細、ポイントをご利用いただけない商品及びサービスの範囲その他共通ポイントプログラムの詳細については、Ponta の公式ウェブサイト「PontaWeb」に記載されております条件に従います。ご確認の際は、「PontaWeb」にアクセスしていただくか、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せください。

4. 最新のポイントの残高は、共通ポイントプログラム参加企業の店頭

端末又は商品のご購入後・サービスのご利用後に共通ポイントプログラム参加企業より発行されるレシートに表示されるポイント数で確認していただくほか（但し、一部確認ができない場合があります。）、「PontaWeb」にアクセスしていただくか、若しくは、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せいただくこと、その他別途当社が定める方法で確認することが可能です。

5. 会員証の破損、システム障害やシステムの保守管理等の場合等当社の事情により一定期間ポイントの積立やポイントのご利用・交換ができない場合がございますが、かかる場合でも当社は一切責任を負いません。

第4条（ポイントの取消・失効・修正）

1. 下記の各号に該当した場合、サービスご利用額等に応じて発行したポイントを取り消すことがあります。本項の規定によりポイントが取り消された場合において、積立てられたポイントを既にご利用・交換されたなどの事情により、ポイント数がマイナスとなったときは、ポイントの当該マイナス相当分につき、現金又は当社の指定する支払方法（たとえば、商品のご購入及びサービスのご利用のキャンセルにより会員に返金される代金の額から共通ポイントプログラム参加企業が当該マイナス相当分を差し引く方法、共通ポイントプログラム参加企業に対して当該マイナス相当分の現金をお支払いいただく方法）にてご精算いただくことがあります。

(1) 共通ポイントプログラム参加企業で会員が行った、商品のご購入及びサービスのご利用・交換がキャンセルされた場合

2. 下記各号のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイントの残高の全てが失効し、ポイントのご利用・交換ができなくなります。

(1) ポイントの最終積立時又は最終のポイントご利用・交換時のいずれか遅い時点から1年間ポイント残高の変動がなかった場合

(2) 会員が本章第7条に基づき退会をした場合

(3) 会員が本章第8条のいずれかに該当したことにより会員から除名された場合

(4) 本章第10条に基づき共通ポイントプログラムが終了した場合

(5) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

3. 当社がポイント数を修正すべき特段の事情が存在すると判断した場合、会員のポイント数を修正することがあります。当該修正により、ポイント数が減少した場合には、減少分に係るポイントのご利用・交換ができなくなります。

第5条（住所変更等）

1. Ponta 入会時に登録された情報（お名前、連絡先としての電話番号、メールアドレス、現住所等を含みますがこれに限られず、以下、併せて「登録情報」といいます。）に変更があった場合は、必ず、速やかに本規約末尾の Ponta カスタマーセンターにお申し出いただくか、又は「PontaWeb」にアクセスいただき、必要なお変更を行ってください。なお、改姓された場合などお名前の漢字表記が変更される場合には、会員カードの再発行手続きが必要となりますので、ご注意ください。

2. 提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用されている場合の住所変更等については、利用されている提携クレジットカード発行会社又は提携プリペイドカード発行会社の定める手続きに従ってください。

3. 当社から会員宛のご連絡は、当該会員の登録情報として登録されたご住所、電話番号、又はメールアドレスに基づき行います。会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しな

った場合は、通常到達すべき日時に当該通知が到達したものとみなされます。

4. 会員が変更手続きを行わないこと等により会員宛のご連絡の通知が到達しなかった場合は、ポイントのご利用・交換を停止させていただくことがあります。

第6条（会員証の紛失・盗難等）

1. 会員証を紛失・盗難等された場合は、速やかに本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお申し出ください。提携クレジットカード又は提携プリペイドカードを会員証として利用されている場合は、利用されている提携クレジットカード発行会社又は提携プリペイドカード発行会社の定める手続きに従ってください。

2. 前項に基づくお申し出・お手続き後に、当社が紛失・盗難等の時点のポイントの残高を確認できた場合には、会員証の再発行時において、原則として、紛失・盗難等の時点のポイント残高と同数のポイントを再発行します。但し、会員証を紛失・盗難等された時点から本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお申し出をいただいた時点までに会員証を他人に不正使用されたことなどによりポイントが消失した場合は、理由のいかんを問わず消失したポイントの再発行はできません。

3. 紛失・盗難等された会員証を再発行する場合、会員証の番号が変わりますので、あらかじめご了承ください。

第7条（退会）

退会を希望されるときは、当社所定の手続きに基づき、必要事項を書面でご提出いただくか、別途当社が定める方法で退会をお申し出ください。なお、退会手続きの詳細については、「PontaWeb」にアクセスしていただくか、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せください。

第8条（会員証の使用停止・除名）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業において、会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員証の使用を停止、又は会員から除名させていただく場合があります。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、これらの措置を行う為に必要な情報を当社及び共通ポイントプログラム参加企業にて共有させていただく場合があります。

(1) 登録情報のいずれかの事項に、虚偽の記載があった場合

(2) 登録情報のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなく、サービス運営上、支障が生じた場合

(3) 会員証又は積立てられたポイントを第三者に譲渡（但し、当社所定の手続きに従って行う場合を除く。）若しくは貸与し、又はこれらに担保を設定した場合。会員証若しくは会員 ID 番号に対して設定したパスワード又は会員 ID 番号を、正当な理由なく第三者に開示し又は使用させた場合

(4) 共通ポイントプログラムの不正利用があった場合、又は、不正なもしくは濫用的な利用があったと推認する合理的な理由があった場合

(5) 当社及び共通ポイントプログラム参加企業の営業の妨害と判断される言動若しくは行為、又は共通ポイントプログラム参加企業のブランドイメージを毀損すると判断される言動若しくは行為を行った場合

(6) 反社会的勢力等となった場合

(7) 未成年の会員の保護者から会員証の利用停止の要請又は退会の申請があった場合

(8) 本規約及び共通ポイントプログラム参加企業の利用規約など、各サービスをご利用いただく際にご承諾いただいている当該サービス提供企業の各利用規約のいずれかに違反した場合

(9) 正当な理由なく重複して入会申込が行われた場合

(10)その他、会員として不適切な行為があった場合、又は、当社が会員として不適切と判断した場合

2. 会員は、前項により会員証の使用を停止された場合、当社が使用停止の原因が解消したものと判断し、当該会員証の使用の再開を認めない限り、当社又は共通ポイントプログラム参加企業において当該会員証を使用することができません。

3. 会員から除名させていただく場合、当社から除名させていただいた理由をご説明しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第9条（サービスの変更等）

1. 当社は共通ポイントプログラムの内容を必要に応じ事前の予告なく随時変更することができるものとします。

2. 共通ポイントプログラム参加企業の詳細、共通ポイントプログラムのご利用条件の変更の内容については、「PontaWeb」にアクセスしていただくことで確認いただけます。変更後の会員の共通ポイントプログラムのご利用を以って、変更後のご利用条件に同意いただいたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第10条（サービスの終了）

当社は理由のいかんを問わず当社の都合により、共通ポイントプログラムを終了することがあります。この場合、既に付与されたポイントの利用等ができなくなる場合があります。なお、共通ポイントプログラムを終了する場合、原則として当社は3ヶ月前までに公表又は会員に通知します。

第二章（会員の個人情報等の取得・利用・提供の同意に関する規定）

第1条（個人情報等の取り扱い）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、本章の規定に定めるところに従い、会員の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）又は個人関連情報（以下、「個人関連情報」といい、また個人情報と個人関連情報を総称して「個人情報等」といいます。）の取得・利用・提供を行うものとします。

2. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、会員の意に反する個人情報等の取り扱い防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報等を厳重に管理するものとします。

3. 会員は、自己の個人情報等の取り扱いに関し、本章の規定に定める内容に同意するものとします。

4. 当社は個人情報保護管理者を設置いたします。なお、個人情報保護管理者への連絡については本規約末尾のPontaカスタマーセンターを通じてお受けいたします。

第2条（個人情報等の取得、利用、提供・委託）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、本章第3条に定める利用目的のため、例えば、以下のような個人情報等につき保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により取得・利用します。

(1) 属性情報 会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の姓名、生年月日、性別、年齢、婚姻の有無、郵便番号、現住所、電話番号、メールアドレス、職業、未成年者の場合、親権者の姓名と親権者等、会員の属性に関する情報（その他申込時、及び申込後に会員から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含みます。以下同じ。）

(2) 契約情報 入会日、入会店舗、会員ID番号、会員証の状況等の契約内容に関する情報

(3) ポイント情報 ポイントの付与、利用、交換、残高、利用店舗、会員証の利用履歴等（共通ポイントプログラム参加企業における会員証又は会員ID番号利用時のサービス利用履歴及び購買履歴を含みます。）

のポイントに関する情報

(4) Ponta カスタマーセンター等への問い合わせに関する情報 Ponta カスタマーセンター等への問い合わせの際の音声情報やEメールの情報

(5) 当社のWeb・アプリケーション等のデジタルサービス、電子メール及び郵送ダイレクトメールサービス（以下、「Webサービス等」といい、当社のWebの広告主、広告サービス配信事業者等のWebサービス等を含みます。）及び共通ポイントプログラム参加企業のWebサービス等を利用・閲覧した場合の、閲覧したページ、広告の履歴、閲覧時間、閲覧方法、閲覧に対するアクションの有無及び内容、端末の利用環境、クッキー情報、IPアドレス、位置情報、端末の固体識別番号等の情報。なお、当社のWebサービス等において利用される技術については、「当社のWebサービス等で利用している技術について」にてご覧いただけます。

(6) モバイル端末による位置情報

2. 本章第3条に定める利用目的達成のために必要な範囲で業務を当社及び共通ポイントプログラム参加企業が他の企業に委託することがあります。その場合には、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報等の保護措置を講じた上で会員の個人情報等を委託します。

第3条（個人情報等の利用目的）

当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、下記に掲げる利用目的のために個人情報等を利用いたします。

(1) ポイントの発行、計算、利用、交換等共通ポイントプログラムの円滑な運営（会員証の発行を含みます。）のため。

(2) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイント残高の通知等、会員による共通ポイントプログラムのご利用又は共通ポイントプログラム参加企業での商品のご購入若しくはサービスのご利用に関連して必要な連絡等を行うため。

(3) 共通ポイントプログラムの廃止、運営の停止、共通ポイントプログラム参加企業の共通ポイントプログラムからの脱退、後継プログラムへの引き継ぎ等やそれらに関連する業務を行うため。

(4) 会員に対して、電子メールを含む各種通知手段によって、ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内や当社及び共通ポイントプログラム参加企業が適切と判断した企業の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供を行うため（Webサービス等の閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、会員の趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する営業案内又は情報提供を行う場合を含みます。）。(5) 商品の販売状況、会員証又は会員ID番号の利用履歴等の調査及び分析その他のマーケティング分析（それ自体では個人を特定できないよう加工した分析の基礎となるデータ及びその結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）、その他の調査・分析を行うため。

(6) 会員の皆様からのお問合せ、苦情等に対し適切に対応するため。

(7) 共通ポイントプログラム提供又はこれに関連する業務の遂行のために必要な範囲で共通ポイントプログラム参加企業に第三者提供を行うため。

(8) 当社のWebサービス等の内容改善による利便性の向上及び、会員に対して興味・関心度の高い情報を適切なタイミングで提供するため。

(9) 当社のWebサービス等の広告主、広告配信サービス事業者及び共通ポイントプログラム参加企業に対して、それ自体では個人を特定できない状態で、会員の属性情報等（性別、生年月日、郵便番号、ハッシュ化（不可逆に置換）した電話番号及びメールアドレス、クッキー情報、

IP アドレス並びに端末の固体識別番号等を含みます。)を提供し、会員に対して、閲覧履歴や購買履歴等の情報の分析による趣味・嗜好に応じた興味・関心度の高い情報を提供するため。

(10)その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため。

第4条（個人情報等の提供）

1. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、本章第3条に定める目的を達成するために必要な範囲内において、本章第2条第1項記載の会員の個人情報等を、書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等により、当社と共通ポイントプログラム参加企業との間で相互に提供します。当社と共通ポイントプログラム参加企業は、本項に基づいて相互に提供しあう個人情報等について本章の定めに従って取り扱うことを協定しております。共通ポイントプログラム参加企業への会員の個人情報等の提供に関する事項の詳細及び共通ポイントプログラム参加企業は、随時「PontaWeb」にてご覧いただけます。なお、共通ポイントプログラム参加企業の間で、共通ポイントプログラムに関連し、当社を介することなく本章第2条第1項に定める会員の個人情報等を相互に提供することはありません。

2. 当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、個人関連情報について、法令及び本規約を遵守した方法にて、当社及び共通ポイントプログラム参加企業以外に提供することがあります。

3. 第1項に基づく個人情報等の提供について、特定の共通ポイントプログラム参加企業のみを提供し、その他の共通ポイントプログラム参加企業には提供しないというお申し出には応じかねますので、ご了承ください。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除等）

1. 会員は、当社及び共通ポイントプログラム参加企業に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、また、当社に対しては JISQ15001 の定めるところにより自己に関する個人情報に関し開示・訂正・削除等するよう請求することができます。

2. 前項の請求を行う場合、会員は本人確認書類（自動車運転免許証、パスポート等）の提示その他所定の手続きに従っていただくとともに、開示等の請求の場合、所定の手数料をご負担いただきます。開示・訂正・削除等の手続きの詳細については、「PontaWeb」にアクセスしていただくか、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお問合せください。

3. 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

4. 開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、この場合も、第2項に基づきご負担いただいた手数料の返却には応じ兼ねますので、併せてあらかじめご了承ください。

第6条（本章の規定に不同意の場合）

1. 当社は、会員が所定の申込書に記載する等により申告すべき事項を申告なさらない場合、及び本章の規定の内容を承認していただけない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとらせていただくことがあります。

2. 会員が「プライバシーセンター」における設定変更その他当社の指定する方法により、当社から共通ポイントプログラム参加企業に対して行う個人情報の提供等の停止又は各種広告配信の停止の申し出を行った場合には、当社は、当該申し出以降、当該申し出の範囲内で、当

該会員の個人情報の共通ポイントプログラム参加企業への提供等又は各種広告配信への利用を停止いたします。ただし、共通ポイントプログラムの円滑な運営や共通ポイントサービス提供に必要な情報は、引き続き提供されます。

3. 前項の申し出をされた場合、本章第3条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部又は一部を受けられない場合があることについて、あらかじめご了承ください。

第7条（個人情報に関するお問合せ先）

個人情報の開示・訂正・削除等の請求その他個人情報に関するお問合せ・ご意見は、本規約末尾の Ponta カスタマーセンターまでお願いします。

第8条（認定個人情報保護団体について）

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の対象事業者です。

(1) 認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(2) 苦情解決の申し出先：プライバシーマーク推進センター 個人情報保護苦情相談室

※株式会社ロイヤリティ マーケティングの個人情報に関する苦情解決の申し出先であって、当社のサービスおよび当社の提携先に係る苦情解決の受付先ではありません。

<住所>

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

<電話番号>

03-5860-7565

0120-700-779

第9条（容易に認識できない方法による個人情報等の取得）

共通ポイントプログラムのウェブサイトでは、いくつかのサービスをより便利にご利用いただくため、クッキーを使用しております。なお、会員のハードディスクに記録される情報をクッキーといいますが、会員はこれをブラウザの設定により無効とすることができます。会員がクッキーをすべて拒否された場合、共通ポイントプログラムのウェブサイトのサービスの一部をご利用になれないことがあります。

第10条（責任）

当社及び共通ポイントプログラム参加企業に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社及び共通ポイントプログラム参加企業は、会員の個人情報等の取り扱いに関し、会員に発生した損害について一切の責任を負いません。

第三章（雑則）

第1条（本規約の変更）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合に、法令に定める範囲内で本規約を変更できるものとします。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項による本規約の変更内容を「PontaWeb」その他相当の方法で公表又は会員に電子メールで通知します。当該変更は、公表、通知の際に定める原則として1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第2条（会員特約）

当社と共通ポイントプログラム参加企業との間の提携関係等に基づき、

一定の資格を有する会員を対象とした会員特約を定めている場合がございます。会員が、会員特約に定める一定の資格を有する場合には、本規約の規定のほか、当該会員特約の規定にも従っていただきます。会員特約の内容については、共通ポイントプログラム参加企業の店頭又は、「PontaWeb」にアクセスしていただくことで確認いただけます。

<2022 年 4 月 1 日現在>

最新版は、<https://policy.ponta.jp/c/rule/>からご覧ください。

お問合せ先

Ponta カスタマーセンター （月～日 9:00～21:00）

0120-0-76682

0570-0-76682（携帯から※通話料有料）

株式会社 ロイヤリティ マーケティング